

令和6年2月16日

南北区道周辺荷さばきルール  
運用協議会 委員各位

南北区道荷さばきルール運用協議会事務局  
豊島区 都市整備部 交通政策担当課長  
五十嵐 友

ニッセイ池袋ビル北側区道への  
貨物車専用駐車枠の設置について

日頃より、南北区道周辺荷さばきルールの運用にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年7月に開催した第8回荷さばきルール運用協議会においてご案内した通りニッセイ池袋ビル北側区道への貨物車専用駐車枠の整備が完了いたしましたので報告いたします。詳細は下記ご確認くださいませと幸いです。

記

【詳細】

目的：サンシャイン60通り南側エリアでの貨物車用駐車施設の不足による、貨物車の路上駐車対策及び通行人の歩行環境改善のため  
整備内容：当該道路内における貨物車専用駐車枠の設置（2台）  
設置位置：別紙のとおり

【設置後の写真】



【お問い合わせ先】

豊島区 都市整備部 都市計画課 交通政策グループ  
担当：鷹野、木下、井上  
電話：03-4566-2635 FAX：03-3980-5135  
E-mail: [A0022603@city.toshima.lg.jp](mailto:A0022603@city.toshima.lg.jp)

## 設置位置



## 参考

### 「貨物車用駐車枠」とは？

警視庁では、場所と時間帯を限定して駐車ができるようにしています。貨物集配中の貨物車は、駐車禁止区間内であっても、「P」と表示された道路標識の下に「貨物集配中の貨物車に限る」と記載のある場所では、「貨物車専用」と表示された枠内に駐車できます。



出典：警視庁ホームページ